

|     |  |    |     |    |
|-----|--|----|-----|----|
| 四五七 | 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開港局長に委任した件の一部を改正する件                                      | 三一 | 特29 | 二九 |
| 四五八 | 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件                                    | 三一 | 特29 | 二九 |
| 四五九 | 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件の一部を改正する件                                     | 三一 | 特29 | 二九 |
| 四六〇 | 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十三年の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件                                      | 三一 | 特29 | 二九 |
| 四六一 | 新潟県笹ヶ峰二期地区の直轄地すべり対策事業を施行する件  | 三一 | 特29 | 二九 |
| 四六二 | 熊本県八代地区の直轄海岸保全施設整備事業を施行する件   | 三一 | 特29 | 二九 |
| 四六三 | 沖繩県の区域において行う土地改良事業について地積を定める件の一部を改正する件   | 三一 | 特29 | 二九 |
| 四六四 | 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和三年業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十号第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件             | 三一 | 特29 | 二九 |
| 四五七 | 森林法施行令第十一条、第十二条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件の一部を改正する件  | 三一 | 特30 | 六六 |
| 四六五 | 平成十四年七月一日農林水産省告示第九百二十六号等の一部を改正する告示   | 三一 | 特30 | 六六 |
| 四六六 | 土地改良法施行令附則第三号第三項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件  | 三一 | 特30 | 七〇 |
| 四六七 | 平成二十三年五月二日農林水産省告示第九百号及び漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する告示  | 三一 | 特30 | 七〇 |
| 四六八 | 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令第一条第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件                                    | 三一 | 特30 | 七三 |
| 四六九 | ○農林水産省、経済産業省、国土交通省<br>合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第二十一条及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第十三条第一項の規定に基づき登録実施機関の登録事項を変更した件 | 三一 | 特30 | 七三 |
| 四五七 | ○農林水産省、環境省、経済産業省<br>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件                                | 一〇 | 五二  | 五六 |
| 二   | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件  | 一〇 | 五二  | 五七 |
| 二五  | ○経済産業省<br>高圧ガス保安法第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件   | 一  | 六   | 六  |
| 二六  | 高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件                                      | 一  | 六   | 六  |
| 二七  | 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件   | 一  | 四四  | 七一 |
| 二八  | 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件  | 一  | 四四  | 七二 |
| 二九  | 鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する件  | 一  | 四四  | 七三 |
| 三〇  | 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件  | 四  | 五   | 五  |
| 三一  | 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件   | 九  | 六   | 六  |
| 三二  | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録の変更をした件  | 九  | 六   | 六  |
| 三三  | 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件  | 九  | 六   | 六  |
| 三四  | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件  | 九  | 六   | 六  |
| 三五  | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件  | 九  | 六   | 六  |
| 三六  | 広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件   | 一〇 | 五二  | 六七 |
| 三七  | 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件  | 一  | 二   | 三  |
| 三八  | 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件   | 一  | 六   | 五  |
| 三九  | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録の変更をした件  | 一  | 六   | 五  |
| 四〇  | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件  | 一  | 六   | 五  |
| 四一  | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件  | 一  | 六   | 五  |
| 四二  | 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたシンガポール共和国の記章を指定した件  | 一  | 八   | 五  |
| 四三  | 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたシンガポール共和国の記章を指定した件  | 一  | 八   | 五  |